

公 告

八代港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件

関税法第24条第1項の規定に基づき、八代港における外国往来船と陸地との交通場所等を下記のとおり指定する。

なお、本指定の発出に伴い、「八代港における外国往来船と陸地との交通場所等を指定する件（昭和45年5月15日公示）」は廃止する。

令和3年12月1日

八代税関支署長 山崎勝巳

記

1. 貨物（船用品及び携帯品を除く。）の積卸場所

港名	場所の名称	所在地	備考
八代港	(1) 八代外港1号岸壁 (水深10m、延長95m)	八代市新港町2丁目19番7	
	(2) 八代外港2号岸壁 (水深10m、延長185m)	八代市新港町2丁目19番7、 19番8	
	(3) 八代外港3号岸壁 (水深12m、延長185m)	八代市新港町2丁目20番10	
	(4) 八代外港4号岸壁 (水深12m、延長185m)	八代市新港町2丁目21番	
	(5) 八代外港5号岸壁 (水深14m、延長280m)	八代市新港町3丁目12番	
	(6) 八代外港6号岸壁 (水深12m、延長200m)	八代市新港町4丁目13番	
	(7) 八代外港11号 (水深7.5m、延長130m)	八代市新港町1丁目地先	
	(8) 八代外港12号岸壁 (水深7.5m、延長130m)	八代市新港町1丁目地先	
	(9) 八代外港13号岸壁 (水深9m、延長165m)	八代市新港町1丁目22番	

2. 船用品及び携帯品の積卸場所

港名	場所の名称	所在地	備考
八代港	(1) 八代外港0号岸壁 (水深10m、延長410m)	八代市新港町1丁目13番4、 25番8、25番9	ただし、当該岸壁に接岸した船舶にその接岸場所から直接積卸する場合に限る。
	(2) 八代外港1号岸壁 (水深10m、延長95m)	八代市新港町2丁目19番7	
	(3) 八代外港2号岸壁 (水深10m、延長185m)	八代市新港町2丁目19番7、 19番8	
	(4) 八代外港3号岸壁 (水深12m、延長185m)	八代市新港町2丁目20番10	
	(5) 八代外港4号岸壁 (水深12m、延長185m)	八代市新港町2丁目21番	
	(6) 八代外港5号岸壁 (水深14m、延長280m)	八代市新港町3丁目12番	
	(7) 八代外港6号岸壁 (水深12m、延長200m)	八代市新港町4丁目13番	
	(8) 八代外港11号岸壁 (水深7.5m、延長130m)	八代市新港町1丁目地先	
	(9) 八代外港12号岸壁 (水深7.5m、延長130m)	八代市新港町1丁目地先	
	(10) 八代外港13号岸壁 (水深9m、延長165m)	八代市新港町1丁目22番	

3. 船舶と陸地との交通場所

港名	場所の名称	所在地	備考
八代港	<p>(1) 八代港国際クルーズターミナル (八代外港0号岸壁に接岸する外国 往来船との交通)</p> <p>(2) 新岸1番ゲート (八代外港0号岸壁に接岸する外国 往来船との交通)</p> <p>(3) 1番ゲート (八代外港6号岸壁に接岸する外国 往来船との交通)</p> <p>(4) 3番、6番、8番ゲート (八代外港1号岸壁から5号岸壁に 接岸する外国往来船との交通)</p> <p>(5) 10番、11番ゲート (八代外港11号岸壁から12号岸壁に 接岸する外国往来船との交通)</p> <p>(6) 八代外港13号岸壁</p>	<p>八代市新港町1丁目13番1、 25番6、25番8</p> <p>八代市新港町1丁目13番1</p> <p>八代市新港町4丁目12番</p> <p>八代市新港町3丁目12番、 2丁目20番1、19番7</p> <p>八代市新港町1丁目15番、14 番</p> <p>八代市新港町1丁目22番</p>	<p>ただし、(2)か ら(5)に掲げるソ ーラスフェンスで 区切られている場 所において、旅客、 乗組員が下船後フ ェンスの外に出る ことなく乗船する 場合は、同区域内 を指定交通場所と みなす。</p> <p>ただし、(6)に 掲げる岸壁におい て、同岸壁に接岸 した船舶にその接 岸場所から直接交 通する場合に限 る。</p>